

太田市未規制事業場排水処理指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共用水域及び地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定に基づく排水基準等の適用を受けない工場・事業場からの排出水の排出及び地下浸透に関し、市が行う指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「排出水」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及び第2条第1号の2に規定する公共浄化槽において処理された排出水を除いた排出水をいう。

2 この要綱において「未規制事業場」とは、次のいずれかに該当する工場・事業場をいう。

(1) 排出水に係る未規制事業場 次のいずれかに該当する工場・事業場をいう。

ア 小規模特定事業場 特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）及び水質特定事業場（群馬県の生活環境を保全する条例（平成12年群馬県条例第50号）第2条第9項に規定する水質特定事業場をいう。以下同じ。）であって、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満のもの

イ 小規模非特定事業場 特定事業場及び水質特定事業場以外の工場・事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満のもの

(2) 地下浸透水に係る未規制事業場 地下浸透水を浸透する工場・事業場（有害物質使用特定事業場（水質汚濁防止法第2条第8項に規定する有害物質使用特定事業場及び群馬県の生活環境を保全する条例第2条第10項に規定する水質有害物質使用特定事業場をいう。）を除く。）

(排出水の排出に係る指導指針)

第3条 排出水に係る未規制事業場からの排出水については、別表に掲げる排出水指導基準に適合するよう指導するものとする。

(地下浸透に係る指導指針)

第4条 地下浸透水に係る未規制事業場において汚水又は廃液の地下浸透を行わないよう指導するものとする。ただし、排出先が他にない等、やむを得ず地下浸透を行う場合については、当該地下浸透水は次の各号に適合するよう指導するものとする。

(1) 有害物質の地下浸透制限基準に適合するもの（水質汚濁防止法第8条の環境省令で

定める要件に該当しないこと。)

(2) 排水水指導基準に適合するもの

(市の役割)

第5条 市は、第3条及び前条による指導のほか、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 未規制事業場に対し、排水水及び地下浸透水の適正な処理について、周知・啓発を行うこと。

(2) 未規制事業場が行う排水処理対策について、必要な資金の融資及び技術的な援助に関する情報を提供すること。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

排水水指導基準

項目	許容限度	
	豚房、馬房及び牛房以外	豚房、馬房又は牛房
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	
生物化学的酸素要求量	60mg/L	80mg/L
化学的酸素要求量	60mg/L	80mg/L
浮遊物質	70mg/L	120mg/L
備考		
<p>1 この表に掲げる排水水指導基準は、工場又は事業場の排水口における排水水について適用する。</p> <p>2 水素イオン濃度についての排水水指導基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水及び水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する事業場に係る排水水については、適用しない。</p> <p>3 生物化学的酸素要求量についての排水水指導基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水水指導基準は、湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p>		